

未婚の女帝と皇位継承 -元正・孝謙天皇をめぐる-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桜田, 真理絵 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19452

未婚の女帝と皇位継承 —元正・孝謙天皇をめぐる—

桜 田 真理絵

要旨 8世紀の王権は、草壁皇子の血統に限定した父系嫡系継承を選択・志向していた。しかし、草壁系男子の相次ぐ急逝により、男帝の継承のあいだに持統・元明・元正・孝謙という女帝が介在していた。女帝のなかでも元正・孝謙天皇は、生涯を通じて未婚を維持したという特徴があった。

古代の皇女は、伊勢斎宮となるか婚姻するかのいずれかの役割が課せられていた。それは草壁系皇女も例外ではなく、井上内親王は斎王となり、父首親王の皇位継承者としての立場を強化する役割を担った。吉備内親王や不破内親王、斎王退下後の井上内親王は、有力皇族と婚姻し、皇位の父系嫡系継承が断絶した場合に備えて、継承を補完できる配偶者・所生子を作り出す役割（草壁系の再創出機能）を担っていた。

一方、即位が予定されていた氷高・阿倍内親王は、そのような役割を一切担わず、生涯未婚を維持したが、両女帝には同じ継承の護持機能でも、皇位を一時的に継承する中継ぎ機能が求められていた。まず氷高は文武天皇が急逝したため、皇太子首親王が成長するまで天皇位を維持する目的で即位したが、首への継承を阻害する可能性のある所生子・配偶者を持たぬよう、将来の即位が予定された内親王の時代から未婚を維持した。次に阿倍は、聖武天皇に藤原系の新たな皇子が誕生しなかったため、皇位を他系統に移動させない目的で即位した。そのため今後決定するであろう継承者の即位を阻害する可能性のある配偶者・所生子を持たぬよう、将来の即位が予定された某王没後ごろから未婚の内親王として待機していた。

以上のように、元正・孝謙天皇は、草壁嫡系継承護持を確実にするために未婚を維持し、中継ぎ天皇として即位したのである。未婚の女帝の即位は、血統の護持と高度な政策決定能力の必要性という8世紀の王権の構造により生み出されたのであり、女帝はその中で中継ぎとなることで血統を護持し、天皇として執政したのである。

キーワード：草壁嫡系継承、未婚の女帝、古代の皇女、元正天皇、孝謙天皇

はじめに一女帝研究と問題の所在一

日本古代の女帝については、井上光貞によって女帝中継ぎ論が提起⁽¹⁾されて以降、一部に批判⁽²⁾を受けつつも通説的位置を占めてきた。しかし近年荒木敏夫氏は、井上の女帝論を女帝を過小評価する立場に基づく見解として批判的に継承し、女帝もまた大王・天皇であるとする「性差」を前提としない女帝論を提起した⁽³⁾。荒木氏の提言以降、女帝の執政能力を過小評価する見解は克服されつつあり、女帝論は当時の王権構造、皇位継承意識、性差から総合的に判断することが求められているといえる。

荒木氏以降、とくに8世紀に即位した女帝の評価については、大別して二つの見解にわかれている。その一つは荒木氏自身や、女帝を阿属系譜等から検討した仁藤敦史氏⁽⁴⁾、ジェンダー論から分析した義江明子氏⁽⁵⁾らによる女帝非中継ぎ論である。それぞれ細かな論点は異なるものの、いずれも女帝は中継ぎではなかったととらえる点で共通している。二つ目は、「中継ぎ」とは皇位継承上の概念であり、王としての資質とは異なるとする佐藤長門氏⁽⁶⁾、女帝とは皇位継承者の拡大を防ぎ、意中の皇子即位を実現するための存在であったとする遠藤みどり氏⁽⁷⁾による女帝中継ぎ論である。しかしそもそも「中継ぎ」とは、即位を想定された皇族が何らかの理由で即位できないときに、その皇族に皇位を移譲することを目的として即位した天皇を指す。そのため「中継ぎ」は、讓位制や皇太子制の存在、嫡系継承の志向と表裏の関係にある。したがって当時の皇位継承が、どのような継承意識に基づきおこなわれていたのかを明らかにしないまま、女帝のみに焦点を当てて議論を進める限り、女帝の本質を明らかにすることはできないのではなかろうか。

以上のような課題に対し、本稿では8世紀の皇位継承意識を明らかにしたうえで、女帝の本質について検討をおこなっていくが、そのうえで注目すべきは、8世紀の女帝、とりわけ元正・孝謙天皇が生涯を通じて未婚⁽⁸⁾を維持したという問題である⁽⁹⁾。世襲王権において、子孫を残すことは王に期待された最も重要な「義務」の一つと考えられるが、それにもかかわらず女帝が未婚を維持したとすれば、女帝ははじめから男帝とは存在意義を異にしていたことになる。したがって、未婚の問題を検討することは、そのまま女帝の存在意義を明らかにすることにつながるのである。

そこで本稿では8世紀の女帝のうち未婚の特徴が顕著に現れる元正・孝謙天皇をとりあげ⁽¹⁰⁾、その即位の背景となる皇位継承意識と未婚の問題から、その皇位継承上の位置づけと即位意義について明らかにしていくこととする。そのうえで8世紀の女帝の存在意義について、展望を述べたい。

1. 草壁嫡系継承の選択と志向

7世紀以前の皇位継承は、同一世代内の有力者が尽きた後に次の世代に皇位が移る、世代内継承原理によっておこなわれていた⁽¹¹⁾。しかし世代内継承による有力皇族の並存は、壬申の乱をはじめとした多くの皇位継承争いの要因のひとつとなった。そのような矛盾を解決する手段として王権は皇位を嫡系継承することを選択した。そのことを示すのが、8世紀半ばに成立した漢詩集である『懷風藻』に記された次の史料である。

史料1『懷風藻』葛野王伝⁽¹²⁾

(前略) ①高市皇子薨後、皇太后引王公卿士於禁中、謀立日嗣。時群臣各挾私好、衆議紛紜。王子進奉曰、②我國家為法也。神代以來、子孫相承、以襲天位。若兄弟相及、則亂從此興。仰論天心、誰能敢測。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。弓削皇子在座、欲有言。王子叱之、乃止。皇太后嘉其一言定國、特閔授正四位、拜式部卿。時年三十七。

それによれば、持統天皇（皇太后）は、天武天皇の長子で有力皇族のひとりであった高市皇子が死去すると、その後継者（日嗣＝皇太子）決定のために群臣合議をひらいたとされている（下線部①）。合議は「衆議紛紜」したものの、大友皇子の長子である葛野王が「我が国は代々嫡系継承をおこなっており、兄弟継承をすれば争いが生じる」と発言し（下線部②）、それに対して天武皇子の弓削皇子が異議を唱えようとしたが、葛野王に叱責されて沈黙し⁽¹³⁾、草壁皇子の子で持統の孫にあたる珂瑠皇子（文武）の立太子が決定したという。さらに合議においては、代々の嫡系継承を今後も継続すべきことが了承されており、皇太子のみならず今後の皇位継承方針をも決定したことがうかがわれるのである。

以上のようにして新たに選択された草壁皇子（天武－持統）の血統に限定した嫡系継承は、8世紀に成立した様々な史料によって正当化された。

まず改めて『懷風藻』の記述をみるに、合議において葛野王は、代々の嫡系継承を主張するが、7世紀以前に嫡系継承がおこなわれていた形跡はなく、その主張は実態とはかけ離れていた。それにもかかわらず、このような主張が合議の場でなされ、それにもとづく継承が8世紀前半を通して実行されていることは、当時の王権が嫡系継承を志向し、強力に推進していたことを読み取ることができる。

次に、7世紀末から編纂がはじまり、養老4年（720）に成立した『日本書紀』についてみていくと、実在が疑わしく後世の創作の可能性が高い「欠史八代」の継承が、嫡系男子による父子継承で統一されており、また天皇以外では唯一立項され、系譜・事績が記されている神功皇后が女帝としてではなく、あくまで「皇后」として記されていることが注目される。『日本書紀』の編纂時、とくに皇統譜の作成にあたっては、厳密な編纂がおこなわれたはずであり、このよ

うな記述からは『日本書紀』編纂を推進した当時の王権が、嫡系男子による継承を正当化しようと試みていたことがうかがわれる⁽¹⁴⁾。

3つ目に、『続日本紀』聖武即位宣命の記載をみていきたい。

史料2『続日本紀』神亀元年（724）2月4日条

詔曰（中略）①此食国天下者掛畏岐藤原宮尔天下所知美麻斯乃父止坐天皇乃美麻斯尔賜志天下之業止詔大命乎聞食恐美受賜懼理坐事乎衆聞食宣。②可久賜時尔美麻斯親王乃齡乃弱尔荷重波不堪自加止所念坐而皇祖母坐志志掛畏岐我皇天皇尔授奉岐。依此而是平城大宮尔現御神止坐而大八嶋国所知而靈龜元年尔此乃天日嗣高御座之業食国天下之政乎朕尔授賜讓賜而教賜詔賜都良久。③挂畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃万世尔不改常典止立賜敷賜閑留隨法後遂者我子尔佐太加尔牟俱佐加尔無過事授賜止負賜詔賜比志尔依旦今授賜牟止所念坐間牟止所念坐間尔，去九月天地因大瑞物顯來理。（中略）今神龜二字御世乃年名止定氏改養老八年為神龜元年而天日嗣高御座食国天下之業乎④吾子美麻斯王尔授賜讓賜止詔（後略）。

史料2によれば、元正天皇の言葉を引用し、この国は文武天皇（藤原宮尔天下所知美麻斯乃父止坐天皇）が聖武天皇（美麻斯）に賜ったものであること（下線部①）、しかし聖武が幼く重責であるため元明天皇（皇祖母坐志志掛畏岐我皇天皇）が継承したこと（下線部②）、靈龜元年に元明から元正に譲位された際、天智天皇（淡海大津宮御宇倭根子天皇）が作った「不改常典」に従って、こののち確実に聖武に継承するよう命じられたこと（下線部③）が述べられている。したがってこの宣命によれば、天皇位は本来文武から聖武へと父子継承がおこなわれるはずであったとされていたことがわかるのである。

最後に、「国家珍宝帳」にみえる次の史料に注目してみたい。

史料3「国家珍宝帳」黒作懸佩刀

黒作懸佩刀一口（中略）

右、日並皇子常所佩持。賜太政大臣。大行天皇即位之時、便獻大行天皇。崩時、亦賜大臣。太臣薨日、更獻後太上天皇。

「国家珍宝帳」は、聖武太上天皇が死去したのち、光明皇太后の意向によって東大寺に納められた聖武の遺品等を列記したものである。そのうち黒作懸佩刀の部分には、太刀の伝来過程が記されている。それによれば、太刀は草壁皇子（日並皇子）が常に佩持していたもので、おそらくその死に際して藤原不比等（太政大臣）に賜られたが、文武天皇（大行天皇）が即位すると献上され、その死によってふたたび不比等に賜られ、不比等の死によって聖武天皇（後太上天皇）に献上されたことが記されている。なぜ太刀の伝来に不比等が関与したのかは不明であるが⁽¹⁵⁾、刀剣は古代において悪霊や邪気を払う聖器として扱われ、支配者階級の間でやりとりされる場合には、そこに政治的な意義が含まれる⁽¹⁶⁾。そこで伝来過程から不比等を除いて考えると、草壁皇子が関与していることから草壁嫡系継承に関係するものであったこと、文武

天皇の即位の日に献上したことから即位に関連するものであったこと、不比等が死去した際に在位中の元正ではなく、まだ皇太子であった聖武（首親王）に献上されていることから、その伝来に女帝は介在しなかったことがわかる。したがってこの史料もまた、当時の王権が父系による嫡系継承を志向していたことを示しているのである⁽¹⁷⁾。つまり史料3は、それが納められた天平勝宝8歳当時、皇位は本来草壁皇子から文武天皇、聖武天皇へと継承されるものという認識があったことを示しており、黒作懸佩刀の伝来は草壁系男子による嫡系継承を象徴するものといえるのである。

以上、8世紀の皇位継承について記した諸史料をみてきた結果、この時期の王権は草壁皇子の血統を引く男子による嫡系継承を志向していたことが明らかになった。

ではなぜここまで父系嫡系継承を正当化しなければならなかったのだろうか。当時、血統は父系と母系の双方が並立する双系制によって継承されていた。しかしこのとき王権が導入したのは中国的な父系嫡系継承であり、王権は草壁系への血統の限定のみならず、皇位継承に双系制によらない父系嫡系原理をも導入したために、様々な史料によりその継承方法を正当化する必要があったのである。

さて実際の継承には、男帝と男帝との間に持統・元明・元正・孝謙という女帝が介在していた。この点について、王権が草壁嫡系継承を志向していたことを考慮するならば、男帝こそ草壁嫡系の継承者であり、女帝はその継承に介在した天皇位のための継承者であったと考えることができる⁽¹⁸⁾。

さて、8世紀以前の皇位継承の特徴についてみるに、武烈・文武の即位を除き、元服以前の即位はみられず、天皇はおよそ40歳前後で即位する慣例があったことがしられる⁽¹⁹⁾。それは8世紀段階の天皇には、「血統」が基礎にすえられつつも、天皇に相応しい「器量」と「年齢」が求められたことによる⁽²⁰⁾。すなわち、8世紀段階の皇位継承は、幼帝の即位を可能とした9世紀段階とは異なり、たとえ草壁嫡系継承の継承者であっても、若く統治能力の低い人物よりも、天皇位を継承できる「器量」と「年齢」を兼ね備えた人物の即位が優先されたのである。以上の点を留意しながら、元正・孝謙天皇の未婚理由について分析していきたい。

2. 内親王の役割と草壁系皇女

1. 内親王の役割

元正・孝謙天皇の皇位継承上の役割を検討する前に、当時の皇女について検討していく。両女帝は、それぞれ36歳、32歳という年齢で即位しているが、内親王時代・皇太子時代においても婚姻した形跡は一切みられず、生涯未婚を維持していた。では、当時において未婚の内親王の存在は一般的なことだったのであろうか。

当時の皇女の役割は、大別して①斎王になること、②婚姻することのいずれかであった⁽²¹⁾。

第1表 皇女役割一覧表

父	皇女	母親	斎宮(群行)	婚姻	極位
天智	大田	蘇我石川麻呂女・遠智娘		天武天皇・妃	
	鵜野	蘇我石川麻呂女・遠智娘		天武天皇・妃	
	御名部	蘇我石川麻呂女・姪娘		高市皇子(天武皇子)・妃	
	阿閉	蘇我石川麻呂女・姪娘		草壁皇子(天武皇子)・妃	
	飛鳥	阿倍女・橘娘		忍壁皇子(天武皇子)・妃	
	新田部	阿倍女・橘娘		天武天皇・妃	
	山辺	蘇我赤兄女・常陸娘		大津皇子(天武皇子)・妃	
	大江	色夫古娘		天武天皇・妃	
	泉	色夫古娘	○(701年)		二品
	水主	黒媛娘		不明(1)	三品
天武	大来	大田皇女	○(674年)		
	但馬	藤原鎌足女・氷上娘		高市皇子(天武皇子)・妃	三品
	泊瀬部	梶媛娘		川嶋皇子(天智皇子)・妃	三品
	多紀	梶媛娘	○(698年)	志紀皇子(天智皇子)・妃	一品
	十市	額田娘王		大友皇子(天智皇子)・妃	
	多形	蘇我赤兄女・大薨娘	○(706年)	六人部王(天武皇孫)・妃	二品
	紀	蘇我赤兄女・大薨娘		婚姻有り(2)	
草壁	氷高	阿閉皇女(元明)			一品
	吉備	阿閉皇女(元明)		長屋王(高市王子)・妃	二品
聖武	井上	県犬養唐女・広刀自	○(727年)	白壁王(光仁)・皇后	二品
	阿倍	藤原不比等女・光明子			
	不破	県犬養唐女・広刀自		塩焼王(新田部王子)・妃	二品

(1) 水主皇女の名は、『日本書紀』『続日本紀』『万葉集』などにみえるが、婚姻の有無を確認できる史料は無い。

(2) 『万葉集』2-119 弓削皇子が紀皇女を想う歌、3-390 紀皇女が恋人(誰かは不明)を想う歌、3-425 山前王(忍壁王子)が石田王(山前弟)に代わって亡くなった紀皇女を想う歌、12-3098 高安王(長親王の孫か)との密通事件が残っており、時期、相手は不明だが婚姻していたと考えられる。

8世紀に生存が確認できる皇女が、実際にそれらの役割を担っていたかを検討したのが第1表である。それによれば、婚姻関係が不明な水主内親王と氷高・阿倍内親王を除き、すべての皇女が①か②の役割を担っていた。

このうち斎王は、律令制国家唯一の守護神である伊勢太神宮に奉仕する特別な存在であり、その最も適任とされたのは天皇の娘である皇女であった⁽²²⁾。初期の斎王は、神宮に長期間滞在しない「皇女勅使」という性格を持つものもあり、一人の天皇に対して複数の斎王が存在する場合があった⁽²³⁾。それにも関わらず両皇女が斎王に選択されていないのは、両皇女に斎王となる役割が求められていなかったためであると想定できる。

次に婚姻について、皇女の婚姻は継嗣令王娶親王条によって五世王までの範囲内に限定されており、その規制を逸脱する例はほとんどみられない⁽²⁴⁾。皇女の婚姻には、政治的地位や財産が父系ウジの枠外に拡散してしまうことを防ぎ、父系出自集団を形成する役割があり⁽²⁵⁾、その姻戚関係が皇女個人の一存で決定されたとは考えがたい。すなわち、当時の皇女の婚姻は、王

権の意思によってなされたのであり、ひるがえって考えれば未婚であったこともまた王権の意思であったといえる。つまり、両皇女には婚姻による役割もまた求められていなかったのである。

以上のように、8世紀の皇女は斎王となるか、婚姻するか of のいずれかの役割を担っていた。そのような役割を一切担わなかった氷高・阿倍は、皇女のなかでも異質な存在であったといえる。

2. 斎王としての草壁系皇女

氷高・阿倍は、8世紀に天皇位を継ぐ血統として選択された草壁系の皇女であり、その点を考慮すればほかの天智・天武系皇女とは同様にはとらえられず、特別に扱われた可能性もある。ではそのような傾向はみられるのであろうか。そこで第1表の皇女の極位に注目したい。草壁系以外の皇女をみると、多くの皇女の極位は三品であり、二品となっているのは斎王経験のある皇女のみである。唯一、一品となった天武皇女の多紀内親王は、斎王となったことにより二品となっていたと考えられ、天平勝宝元年(749)に一品に除され⁽²⁶⁾、その3年後に死去している⁽²⁷⁾。多紀の生年は定かではないが、仮に天武没年(686年)から逆算しても死去当時70歳を超える高齢であり、そのことによる報償的叙位であったと考えられる⁽²⁸⁾。一方、草壁系皇女は、斎王就任の有無に関わらず全員一・二品に叙されており、明らかにほかの皇女とは異なる待遇を受けていた。それではなぜ草壁系皇女は優遇されたのであろうか。そこで具体的に草壁系皇女を検討し、その役割、存在意義を明らかにしたい。そのうち本章では氷高・阿倍と同様に草壁系の血統を引きながら、斎王に就任したか、あるいは婚姻をした吉備・井上・不破の三皇女を取りあげ、彼女たちが果たした役割について検討していく。

まず、斎王となった聖武皇女の井上内親王(当時は女王)についてみていく。井上は、養老元年(717)に聖武天皇と夫人の県犬養広刀自との間に生まれた皇女で⁽²⁹⁾、養老5年(721)に「皇太子女」として斎王に卜定され、聖武即位後に群行して斎王に就任した⁽³⁰⁾。井上の斎王卜定については、『続日本紀』に一文が記されているのみであるが⁽³¹⁾、『政事要略』には『続日本紀』編纂時に使われなかった補遺編で、『続日本紀』の二次的副産物である「官曹事類」⁽³²⁾を引いて、盛大な斎王就任儀礼を実施したことが記されている。

史料4『政事要略』巻24 年中行事9月11日奉幣伊勢太神宮事

官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、①天皇御内安殿、(中略)即以皇太子女井上王為斎王。仍移於北池辺新造宮。其儀、②右大臣從二位長屋王率參議以上及侍從並孫王等而前從之。内侍從五位下播磨直月足、從五位下余比売大利率等女婦數十人而從之。乳母二人領小女子十餘許人、繞與從行。中臣正六位上菅生朝臣忍杵、忌部從七位上忌部宿祢君子與前從行。昇與人用左右大舍人六人、並着青摺布衣。正五位下葛城王、從五位上佐為王為前與長。從五位上桜井王、從五位下大井王為後與長。③從五位下石上朝臣勝男領前内舍人八人、從五位上榎井朝臣広国領後内舍人八人。左右衛

士從_二宮門_一至_二齋宮道_一。兩_レ陣立至_二宮安置訖。其威儀從者及衛士各令_二却還_一。其齋宮任_二中臣從八位下中臣朝臣大庭，忌部從八位上忌部宿祢虫名，宮主少初位下伊吉卜部年麻呂，神部四人，卜部一人，戸座一人，御炉二人_一。

平安期の齋王が、その居所に勅使がたてられ偶然を装って卜定された⁽³³⁾のに対し、井上女王は内裏の内安殿において卜定されたことが知られ（下線部①），あらかじめ齋王に選出されることが決定していたことがうかがわれる。また下線部②には、当時の議政官の最上位にあった長屋王が参議以上の侍従、孫王を率いて参列していたとある。この当時の孫王としては、天武天皇の孫と長屋王・吉備の所生子⁽³⁴⁾がいたが、文武天皇が皇孫から即位したことにより、孫王にも皇位継承資格があると認識されていた。よってこの点からすれば、井上の齋王就任儀礼は皇太子である首親王と、それ以外の皇位継承資格者の前で盛大におこなわれたことになる⁽³⁵⁾。さらに下線部③によれば、儀礼には石上氏と榎井氏が奉仕していたことがわかるが、両氏は本来天皇即位や遷都、大嘗祭の際に天皇に近侍する氏族であり、天皇以外を警護した例はみられない。このことからすると、井上女王の齋王卜定儀礼は、天皇主体の儀礼と同じ意義をもつものとしておこなわれたことになる⁽³⁶⁾。

さらに注目すべきはこの儀礼が聖武天皇の皇太子時代におこなわれた点である。「延喜齋宮寮式」によれば、齋王の卜定から群行までの期間は2年間と規定されており、実際に8世紀において記録が残る齋王は、卜定からおよそ2年で群行している。それにもかかわらず、井上の場合には卜定から群行まで6年の期間を要し、天皇の代をまたいで群行がおこなわれたのである。このような事例は、平安期に下ってもみられない。これは井上の齋王卜定儀礼が、元正期におこなわれなければならない理由があったからと考えられる。そしてその理由とは、井上女王が「皇太子女」として齋王に就任する必要があったということであろう。「皇太子女」である井上の卜定儀礼が天皇儀礼に準じておこなわれたことは、その父である「皇太子」首親王の存在をクローズアップすることにつながる。よって井上の卜定儀礼は、父首親王の次期皇位継承者としての地位を儀礼参加者に改めて明示し、その政治的立場を強化する目的でおこなわれたといえるのである。

3. 妻妃としての草壁系皇女（吉備内親王）

婚姻した草壁系皇女には、どのような役割が求められていたのだろうか。まず、吉備内親王についてみていく。吉備は草壁皇子と元明天皇の娘で、元正天皇・文武天皇の妹である。吉備は高市皇子の子である長屋王と婚姻し、膳夫王ら三人の男子を生んでいる。その婚姻時期は、長子膳夫王の生年が慶雲元年（704）ごろである⁽³⁷⁾ことから、その数年前と推定される。また吉備は、元正・文武とあまり年齢の離れていない皇女であり、15～21歳のころに長屋王と婚姻した⁽³⁸⁾。この年齢での婚姻は、当時としては一般的な婚姻年齢であり⁽³⁹⁾、吉備ははじめてから婚姻

することが想定されていたと考えられる。その点に留意しながら、次の史料に注目したい。

史料5『続日本紀』和銅8年(715)2月丁丑(25日)条

勅、以三品吉備内親王男女、皆入皇孫之例焉。

史料5は、元明天皇が吉備の所生子を皇孫扱いにしたときの史料である。膳夫王ら吉備と長屋王の子たちは、勅によって父方からの親等(三世王)ではなく、母方からの親等(二世王)、つまり女系である吉備側から親等を数えることになったのである。中国から導入された律令は、父系主義をとったが、先述のとおり8世紀段階においては、皇位継承に父系を導入した以外は、双系制的親族観念が残っていた。律令にのっとって父系の親等から数えられていた吉備所生子を女系から数えるようにしたこの措置も、双系制的観念が残っていたために可能となったといえよう。また当時、文武の皇孫からの即位により、皇孫も皇位継承資格者と認識されるようになっており、このような優遇措置によって吉備の所生子は皇位継承資格者と認定されることになった。ただし、この措置による膳夫王らの親等は二世王にしかならず、一世王である皇太子首親王の地位を脅かすことはなかった。つまり膳夫王らへの優遇措置は、首に次ぐ継承資格者を意図的に創り出すことにあったと考えられるのである。以上の点からすれば、吉備と長屋王との婚姻は、それによって草壁系の血統を引く皇族を誕生させていることから、当初からそのことを目的としておこなわれたものであるといえ、もし文武一首の継承に何か問題が生じた場合、それに代わって即位することができる皇族を用意するためにおこなわれたと考えられるのである。

吉備と長屋王の子どもたちが、首皇太子に次ぐ有力な皇位継承資格者であったことは、神亀6年(729)2月の長屋王の変からも裏づけられる。周知のとおり、長屋王の変とは、長屋王が国家を傾けようとしているとの誣告により、その邸宅が六衛兵によって囲まれ、誣告から2日後に妻の吉備や子どもたちとともに自殺に追い込まれた事件である⁽⁴⁰⁾。長屋王の息子の一人である藤原弟貞(山背王)の薨伝⁽⁴¹⁾によれば、長屋王には吉備のほかにも複数の妻妃がおり、そのうち藤原氏所生の子どもたちは、長屋王の変の際に死を免れていた。事件が長屋王を標的としたものであるなら、たとえ藤原氏所生であったとしても、山背王たちに類がおよぶ可能性は十分にあっただろう。それが許されたということは、長屋王の変の隠された標的が、草壁系の血を引く吉備所生の膳夫王たちであったことを示しているのではなかろうか。事件が起きた神亀6年当時、草壁系の男子は、聖武天皇と県犬養広刀自との間に生まれた安積親王と吉備所生子のみであった。広刀自の詳細な出自は明らかではないが⁽⁴²⁾、光明子と同じ夫人位であっても、その位階は光明子と比べると数段下がり、あまり身分が高い女性ではなかった⁽⁴³⁾。よって血統・年齢などを考慮すれば、長屋王の変当時最も皇位に近かった皇族は、広刀自所生の安積ではなく、長屋王と吉備の所生子だったと想定することができよう。

それではなぜ、長屋王や吉備にまで害がおよんだのであろうか。もし聖武天皇の血筋が途絶

え、長屋王と吉備の子どもたちに系統が移る場合、後述するとおりその王子が若年の場合には、女系を介した草壁系皇族である長屋王が先に即位する可能性もあった。また、その時点で長屋王が死去していた場合、吉備自身が中継ぎとして即位する可能性も高かった。つまり長屋王の変とは、神亀6年の時点で聖武の血統を脅かす可能性のあるもの全員を、一挙に排斥した事件であったといえるのである。事件が誰によって企画され、主導されたかについて詳細は不明であるが、聖武に配された妻妃の多くが藤原系であることを考慮すれば、その周辺の人物によるものであった蓋然性は高いだろう。聖武に男子が生まれないなか、女系を介した草壁系皇族であった長屋王家の存在が、聖武―藤原系皇子誕生を願う周辺の人物によって危惧されていた可能性は高い⁽⁴⁴⁾。

ひるがえって考えてみると、長屋王の変は和銅8年の優遇措置（前掲史料5）によって、吉備の子どもたちが草壁系皇族として用意されたことからじまったといっても過言ではない。吉備と長屋王の婚姻が、はじめから草壁系皇族を拡大する目的でおこなわれたものかどうかの確証はないが、草壁系男子（草壁・文武・聖武）の病弱気質を考えると、文武―聖武ラインが断絶した場合の予防策が早い段階から想定されていたとみるほうが自然であろう。また、即位を想定された皇子が若年の場合、父帝が先に即位する「父帝優先の原則」があったとする佐藤氏の見解⁽⁴⁵⁾に従えば、婚姻相手として選択された長屋王を、女系を介して取り込む意図があったとも考えることができる。そう考えた場合、吉備の夫として選択された長屋王は、高市皇子と御名部内親王のあいだにうまれた二世王であり、草壁系皇族を拡大するための配偶者としては最適な存在であったといえる。以上のことから本稿では、吉備の婚姻は皇位継承に導入した父系による草壁嫡系継承が断絶した場合を想定して、その血統の拡大、いわば再創出を目的としておこなわれたものだったと考える。

4. 妻妃としての草壁系皇女（井上・不破内親王）

吉備内親王以外の草壁系皇女の婚姻には、どのような目的があったのだろうか。まず井上内親王の婚姻についてみていきたい。井上は先述のとおり、斎王となって父聖武の政治的立場を強化する役割を担っていたが、いつの時点においてか退下していた。その時期は、斎王の退下は天皇の退位や身内の死によってなされることから⁽⁴⁶⁾、弟の安積親王が死去した天平16年（744）ごろの蓋然性が高いだろう。その後、井上は天智天皇の孫にあたる白壁王（光仁）と婚姻した。両者の婚姻は、安積が死去した744年から、井上が長女酒人女王を生んだ天平勝宝6年（754）の間におこなわれたと考えられる⁽⁴⁷⁾。

白壁王は、称徳天皇の死後におこなわれた群臣合議において、次期天皇候補の一人として名前があがり、藤原百川らの画策によって立太子、即位したとされる⁽⁴⁸⁾。白壁王が推された理由は、称徳天皇が皇嗣を決めずに没したなか、聖武の皇女である井上との間に他戸王が誕生して

いたことで、草壁一聖武系の血統を引く他戸王に皇位を継承させるための中継ぎ天皇となる目的があったと考えられる⁽⁴⁹⁾。つまり白壁王は、井上との婚姻によって他戸が生まれたことにより、その父親としてはじめて継承資格を得たといえるのである。

その後、井上は夫帝光仁の即位にともなって皇后となるが、3年後の宝亀3年(772)に天皇に対する呪詛の疑いをかけられ⁽⁵⁰⁾、他戸皇太子とともに排斥されることとなる⁽⁵¹⁾。この事件は、のちに井上のみが復位されている⁽⁵²⁾ことから、他戸親王の皇太子位を廃して山部親王(桓武)を立太子させるための冤罪事件であったことは疑いない⁽⁵³⁾。つまり井上・他戸母子は、山部を擁立しようとしていた勢力によって、他戸の持つ草壁一聖武系の血統が危険視されたために排斥されたのであり、それだけ8世紀の皇位継承において草壁系の血統を引くことが重要な要件であったことを示している。したがって井上と白壁との婚姻は、それによって白壁・他戸という皇位継承資格者を生み出していることから、吉備の場合と同様に草壁系の血統を拡大する役割でおこなわれたといえるのである。

次に不破の婚姻についてみていきたい。不破は井上と同じく、聖武天皇と県犬養広刀自との間に生まれた皇女である。生年は不明であるが、養老2年(718)から数年の間に誕生したと思われる、井上とあまり年齢が離れていない皇女であった。不破は新田部親王の子である塩焼王と婚姻するが、その時期は、不破と塩焼の娘である陽侯女王の生年が天平6年(734)であることから、そこからあまり遠くない時期と想定できる⁽⁵⁴⁾。そのころ不破は15歳前後であったと考えられ、不破もまたはじめから未婚を維持することは求められていなかった。

不破の夫である塩焼王は、道祖王廃太子のあとに開かれた群臣合議⁽⁵⁵⁾や、橘奈良麻呂による謀反計画のなかでも擁立候補の一人として名前があがり⁽⁵⁶⁾、さらに藤原仲麻呂の乱の際には「今帝」に立てられた⁽⁵⁷⁾ことから、周囲から有力な皇位継承候補者と目されていたことがわかる⁽⁵⁸⁾。すなわち塩焼王は、長屋王・白壁王と同様に、不破との婚姻によって、草壁系皇族として皇位継承資格を得たともいえるのである。

不破と塩焼王のあいだには、草壁一聖武系の血統を引く志計志麻呂・川継⁽⁵⁹⁾という男子が誕生していた。塩焼王自身は仲麻呂の乱によって死去するが、不破とその所生子はその後も生存していた。しかし、山部親王擁立派によって井上・他戸母子が排斥されたあと、不破の子どもである水上川継に謀反の疑いがかけられ、配流に処されるという事件が発生する⁽⁶⁰⁾。亀田隆之氏は、事件は冤罪の可能性が高く、また律令によれば母・姉妹は連座の必要がないにもかかわらず配流されているのは、水上家の存在が危険視されていたためであるとしている⁽⁶¹⁾。この謀反事件は、川継が不破を介して草壁一聖武系の血統につながる存在であったために、その血統を危惧されて起こったと考えられる⁽⁶²⁾。したがって不破の婚姻にも、それによって草壁一聖武系皇族を創り出すという目的が存在していたといえるのである。

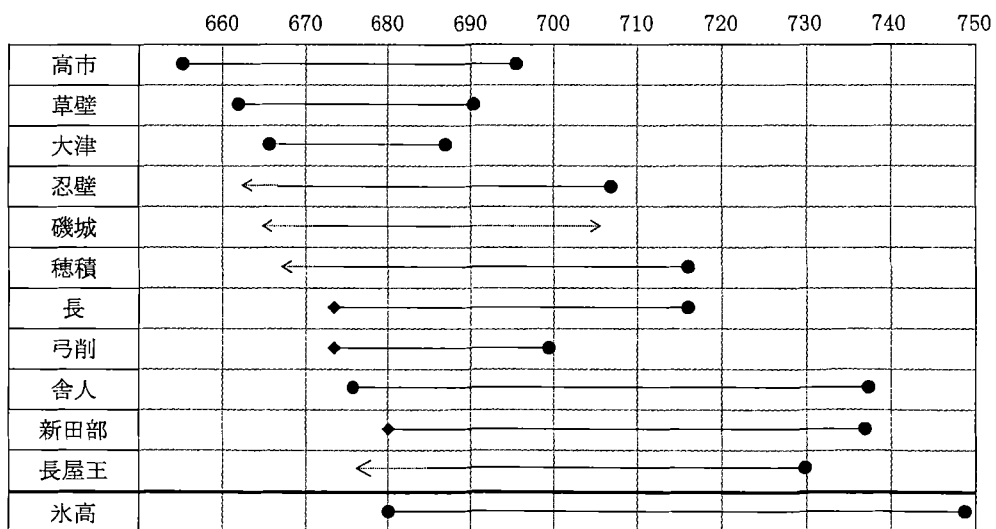
以上、8世紀における内親王の役割を、特に草壁系皇女の動向を中心に考察してきた。草壁

系皇女の婚姻は、皇位継承に導入された父系嫡系継承を継承できる配偶者・所生子を創り出すことに目的があったといえる。ただし、それによって創出される継承資格者は、草壁系皇女の配偶者がすべて二世王だったこと、その所生子は優遇措置でもない限り三世王にすぎなかったことから、一世王である現任皇太子の優位性を脅かす存在にはなり得なかった。つまり草壁系皇女の婚姻は、それにより皇位継承に何らかの不具合が生じた場合に備え、草壁系の血統を拡大する意図があったと評価すべきであり、この点から草壁系皇女に求められたものは、皇位継承の護持機能であり、それが断絶した場合に備えた血統の再創出機能であったといえるのである。

3. 元正天皇の未婚

前章でも述べたように、生涯にわたって未婚を維持した氷高（元正）・阿倍（孝謙）は、8世紀の皇女に求められた斎王への就任、および婚姻による父系出自集団形成への寄与という役割をいずれも果たさない異質な存在であった。しかし皇女の場合、婚姻への制約の厳しさから婚姻対象となり得る男性皇族がおらず、偶然に未婚の皇女となってしまう可能性もある。しかし、氷高・阿倍と男性皇族との年齢を現存史料からわかる限りで比較した第2表・第3表から明らかなように、両皇女には婚姻対象となり得る男性皇族が複数存在していた。つまり氷高・阿倍は、婚姻対象となる男性皇族が不在だったため、未婚の皇女となったわけではないのである。それではなぜ、両皇女は未婚を維持したのであろうか。本章ではまず氷高をとりあげ、その未

第2表 氷高内親王と天武皇子



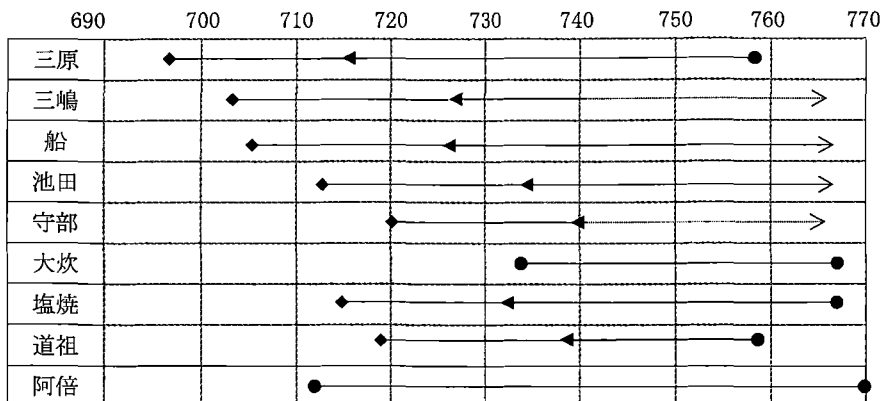
●— …数字が確実なもの ◆— …1, 2年の誤差内のもの <— …点線の範囲内で設定可能

(1) 本表は、寺西貞弘「天武天皇所生皇子生年考証」(『古代天皇制史論』, 創元社, 1988, 初出1981)

所載の表をもとに一部追加して作成した。

(2) 長屋王の生年については、676年説、684年説があるが、どちらにしても氷高内親王の婚姻対象としては十分である。

第3表 阿倍内親王と舎人・新田部系王子



※王の生没年はほとんど伝わっていない。そのため、初叙の年齢を21歳と仮定して作成した。

● — ● …数字が確実なもの ◆ — ◆ …1, 2年の誤差内のもの
 ← — ← …初叙 < — < …点線の範囲内で設定可能

婚理由について検討をしていく。

氷高の未婚理由については、大別すると三つの見解が提示されている。一つ目は東野治之氏や仁藤氏などによる擬制的婚姻説、二つ目は石和田京子氏による婚姻忌避説、三つ目は松尾光氏や佐藤氏などによる即位想定説である。以下では順次、これらの見解をみていくこととする。

まず最初の擬制的婚姻説は、東野氏の提起をうけて仁藤氏が展開した見解である。

史料6「国家珍宝帳」赤漆文櫨木厨子

厨子壺口（中略）

右件厨子，是飛鳥浄原宮御宇天皇伝=賜藤原宮御宇太上天皇-，天皇伝=賜藤原宮御宇大行天皇-，天皇伝=賜平城宮御宇中太上天皇-，天皇七月七日伝=賜平城宮御宇後太上天皇-，天皇伝=賜今上-，今上謹献=盧舍那仏-。

東野氏は、史料6にみえる赤漆文櫨木厨子の伝来過程に注目し、それは天武（飛鳥浄原宮御宇天皇）—持統（藤原宮御宇太上天皇）、文武（藤原宮御宇大行天皇）—元正（平城宮御宇中太上天皇）、聖武（平城宮御宇後太上天皇）—孝謙（今上）と男女ペアで名前が記されており、氷高（元正）が弟文武とペアになっているのは、精神錯乱に陥っていた首親王の生母藤原宮子に代わって氷高が首の養母になったため、結果的に氷高が文武の後妃の立場に擬されたことで、厨子は養母の元正から聖武へと伝承されたとした⁽⁶³⁾。これをうけた仁藤氏は、赤漆文櫨木厨子の伝来は男帝と女帝が夫婦ペアとして構成要素となっており、藤原仲麻呂によって作られた黒作懸佩刀の伝来が女帝を排除しているのとは異なる系譜意識で、元正が未婚であったのは文武の擬制的な皇后として位置づけられたためであるとしている⁽⁶⁴⁾。

先述のとおり、黒作懸佩刀の伝来は、草壁—文武—聖武という順の継承に不平等が介在した

もので、草壁嫡系男子の継承を象徴するものであった。一方で同じ「国家珍宝帳」に記載された赤漆文欄木厨子の伝来にもとづく夫婦ペア説は、天武一持統は夫婦であっても聖武一孝謙はまぎれもなく親子であり、夫婦ペアという規則で記載されていないことは明白である。よって史料6から、一見ペアに見える文武と元正との間に擬制的婚姻関係を想定することはできない⁽⁶⁵⁾。

さて仁藤氏は、史料6とあわせて『続日本紀』の宣命についても注目している。すなわち史料2の聖武即位宣命において、元正が元明を「皇祖母」とよび（傍線部②）、また元正が聖武を「吾子」（傍線部④）と呼んでいること、そして、『続日本紀』天平元年(729)8月壬午（24日）条にみえる藤原光明子立后宣命のなかで、聖武が元正を「王祖母天皇」と呼んでいることに注目し、これらの史料から元正と聖武の間の擬制的親子関係を読み取っている。しかし、史料2の下線部③では祖母にあたる元明も聖武を「我子」と呼称しており、宣命中のオヤ・コ関係は、皇位継承上の先代（専属）と後代（卑属）との関係と広くとらえるべきで、宣命中の呼びかけから元正と聖武の擬制的な親子関係を読み取ることはできない⁽⁶⁶⁾。よって以上の点からも、氷高が未婚であったのは、文武と擬制的婚姻関係を結んでいたためとする見解は成り立たないものである。

次に婚姻忌避説について検討したい。石和田氏によるこの見解は、氷高が婚姻する場合、結婚相手は年齢的に考えて天武皇子であり、その婚姻によって誕生する天武皇孫は、双系制から考えて皇女のキサキのいない文武皇子よりも優位に立つことから、氷高は「不婚」を強要されたとするものである⁽⁶⁷⁾。しかし、文武天皇の皇子は、たとえ母親が卑母であったとしても、その身分は一世王であるのに対し、氷高（一世王）と天武皇子（一世王）が婚姻することによって生まれる天武皇孫は二世王にすぎない。よって、即位しなければ一皇女でしかない氷高の子の存在が、文武皇子の身位を脅かすとは考えにくく、継承問題を引き起こす危険性があるため「不婚」が強要されたとは想定できない。

最後に、即位想定説を検討していく。松尾氏は、氷高が未婚であった理由を文武天皇の健康問題に求め、その皇嗣が成人するまで病弱の文武が生きながらえる保障はなかったため、文武が死去した場合に備えて氷高を未婚のままおき、皇位を埋める存在としたととらえた⁽⁶⁸⁾。また佐藤氏は、中継ぎが期待された女帝などに子どもが生まれた場合、その子が皇位継承上の新たな火種になることは必至であるので、出産の前提になる婚姻そのものが忌避されたとしている⁽⁶⁹⁾。

第1章で述べたように、8世紀の王権は草壁嫡系による皇位継承を志向していた。前掲史料2においても、皇位は本来文武から聖武へ継承されるはずであったが（下線部①）、幼い聖武には荷が重すぎたので元明・元正と二代続けて女帝が即位し、聖武の成長を待ったことが記されており（下線部②）、特に元正の即位に際しては、母元明からのちには必ず聖武に皇位を伝える

よう命じられていた（下線部③）。このような皇位継承がおこなわれたのは、文武が25歳という若さで死去したことに起因するものであった。

また注目すべきは、首親王（聖武）が立太子した時期である。首が立太子したのは、氷高が靈龜元年（715）9月に即位する直前の、和銅7年（714）6月のことであった⁽⁷⁰⁾。首の立太子は、なぜ氷高即位の直前におこなわれたのであろうか。皇太子制は飛鳥浄御原令によって成立し、次期天皇を示す地位として王権の構成要素となったが、誕生したばかりの皇太子の地位は決して安定したものではなかった⁽⁷¹⁾。とくに8世紀前半の皇太子には、政治的機能はあまり期待されず、後継者としての役割が重視されていた⁽⁷²⁾。以上の点からすると、首の立太子もすぐに即位することを意図しておこなわれたのではなく、次期皇位継承者であることを示すためになされたにとらえるべきであろう。

一方、即位直前の氷高は、和銅7年正月に食封一千戸⁽⁷³⁾、靈龜元年正月に一品⁽⁷⁴⁾と、当時の皇女としては破格の待遇を受けていた。このような一連の動きは氷高を即位させるための準備行程であったと考えられ、首の立太子は氷高即位の準備期間の最中におこなわれたことになる。つまり、その立太子も氷高即位に関連した行為であったと想定できる。すなわち、首の立太子がこの時期におこなわれたのは、氷高の即位が首への皇位継承を導き出す過程であることを明確に示すためであったと考えられるのである⁽⁷⁵⁾。

前述のように、草壁系皇女の婚姻は血統の拡大・再創出を目的になされたものであったが、氷高が未婚を維持したことは、氷高にはその機能が期待されていなかったことを意味する。そしてその代わり、氷高には首（聖武）が成長するまでの間、一時的に皇位を継承する役割が求められたのである。そのような役割を担うとき、氷高に配偶者・所生子が存在したならば、その存在は首の地位を脅かす存在になりかねない。むしろ天皇自身の子どもがいる場合には、皇位はその所生子に流れると考えるのが自然である。そのような事態を未然に防ぐためには、天皇に配偶者や所生子がいないことが必要となる。よって、そのような状況を生み出すためには、皇位を継承する役割を担う皇族に未婚を維持させるということが最も確実ということになるのである。以上のことから本稿では、元正天皇が未婚であったのは、自身の即位が想定されたためとする見解に左袒したい。

しかし、そうした場合に問題となるのは、氷高はいつから未婚を維持していたのかという点である。私見では、その時期は持統が嫡系継承を志向して、文武を即位させた時点ではなかったかと考える。その理由は、文武は即位時に15歳であったため、まだ皇子は誕生しておらず、その意味で草壁嫡系継承ははじめてから破綻の危険性がともなっていたからである。文武が病弱であったことを明確に示す史料はないが、25歳で死去していることからすれば、決して丈夫であったとはいえないだろう。文武はその即位の当初から、皇嗣が生まれぬか、生まれたとしても十分成長するまで生きながらえることができない恐れがあったのである。

そのため持統は、さまざまな対策を講じたと思われる。まず、みずから文武に譲位することで、新たに太上天皇制を創始した⁽⁷⁶⁾。これは、王権が選択した草壁嫡系継承の実現と、高度な政策決定能力の要請という二律背反的な課題を克服するために置かれたもので、太上天皇と天皇が並存して権威と権力を担うという、相互補完的機能を期待して構想されたものであった⁽⁷⁷⁾。次に持統はみずからの死後、文武を補佐する役割を草壁の妻である阿閉（元明）に託したと考えられる。阿閉は皇后ではないものの、天皇の母である「皇太妃」として一定程度の政治的権能を行使し⁽⁷⁸⁾、持統死去後の文武の政治を補佐していた⁽⁷⁹⁾。そして持統が最も留意したのが、文武の後継者問題であったと思われる。

文武が自身の子どもに皇位を継承できるか否かについては、それがかなわない可能性も想定されていた。そのため、あらかじめ皇位継承断絶の危険性を回避する目的で用意されたのが、文武の二人の姉妹だったのではなかろうか。二人の姉妹のうち、吉備は文武に皇子が誕生しない場合に備え、長屋王と婚姻して女系を介した草壁系の創出を企図し、氷高は文武が皇嗣成長まで生きながらえない場合に備え、未婚の皇女として待機して皇位を継承する役割を担ったのである。ただし、氷高を未婚の皇女として待機させながら、母の元明が先に即位したのは、文武没時に氷高がまだ28歳であったことに加え、先帝の姉とはいえ王権内に何の足がかりも持たない一皇女であった氷高を、元明が先に即位することで、氷高に譲位する形式をとり、氷高の後見役になる考えがあったのではなかろうか。

以上述べてきたことをまとめると、氷高は病弱であった文武が早逝して、嫡系継承が存続できない場合に備え、将来の即位を見越して内親王時代の早い段階から未婚を維持することを求められていた。氷高に求められた役割は、文武皇子である首（聖武）の成長を待つ、確実に天皇位を継承することであり、そのため首への継承を阻害する可能性のある配偶者・所生子を持たないように、内親王時代から未婚を維持したのである。

4. 孝謙天皇の未婚

次に阿倍（孝謙）の場合について検討していきたい。阿倍の未婚に関する先行研究は少なく、阿倍にも擬制的配偶者の存在を想定する擬制的婚姻説⁽⁸⁰⁾のほかは、管見の限りでは成清弘和氏が著書のなかでふれているのみである⁽⁸¹⁾。

先述のとおり、阿倍の場合においても擬制的婚姻説には種々の疑問があり、首肯することはできない。一方の成清説は、男性優位の父系の原理が律令制の定着とともに政治的支配層に広まり、天皇の血統も男性を通して受け継がれるもので、女性を通してのものではないという考え方が優勢になっていたとし、しかも天皇が執りおこなう宮廷祭祀に女性の妊娠、出産という生理現象が障害になることが懸念されたというものである。しかし成清説の前半部については、上述したように白壁王（光仁）の即位は井上を介して草壁系の血統を引く他戸へ継承する

ことを目的としておこなわれたもので、血統が女性を介して継承されることは十分に可能であり、後半部については、成清氏自身も認めているように、阿倍の即位は32歳になってからであり、古代の多くの天皇が即位前に婚姻し、子をなしていることを勘案すれば、阿倍が即位の前に婚姻・出産を終えることは十分可能であったと考えられ、即位前の未婚を説明したことにはならない。

以上のように、阿倍の未婚理由を十分に説明した見解はみられない。しかし、婚姻対象となる男性皇族が複数いたにもかかわらず、阿倍が未婚のままであったことは、明らかに阿倍もまた意図的に未婚を維持していたととらえるべきである。ではなぜ阿倍は未婚のままだったのだろうか。その理由を明らかにするためには、孝謙の皇位継承上の位置づけを検討しなければならない。そこで注目されるのが、孝謙太上天皇の宣命中にみえる、光明皇太后の言葉である。

史料7『続日本紀』天平宝字6年(762)6月庚戌(3日)条

喚_レ集五位已上於朝堂_一。詔曰、太上天皇御命以_レ皇卿等諸語都止宣久、朕御祖太皇后乃御命以_レ皇朕尔告之_レ、岡宮御宇天皇乃日継波加久_レ皇絶奈_レ止為_レ。女子能_レ継_レ波在止母欲令_レ副_レ止宣_レ此政行_レ給_レ岐。

ここにみえる「岡宮御宇天皇」とは草壁皇子のことで⁽⁸²⁾、その血統(日嗣)が絶えようとしていることが記されている。本稿が着目したいのは下線部の「副」という文字である。堀江潔氏が指摘したように⁽⁸³⁾、従来これは「嗣」と読まれることがほとんどであったが、現存する『続日本紀』の写本ではすべて「副」という文字が記されている。また国史大系本や新日本古典文学大系本などの活字本がこれを「嗣」と校訂しているのは、本居宣長の『歴朝詔詞解』の見解に依拠しているからである。しかし『歴朝詔詞解』によれば、宣長は写本はすべて「副」とあるものの、意味から考えて「嗣」とすべきとするだけで、何ら根拠は示していない。しかし、すべての写本が「副」と記し、その字で解釈が可能である以上、「副」の字を活かして読むべきである。「副」の字は動詞で「そえる」と読むことができ、「伴う、補う」という意味がある⁽⁸⁴⁾。そのように読めば、「岡宮御宇天皇の日嗣」とは、草壁嫡系の継承者のことを指しているのであるから、それが絶えようとしているいま、「女子の継には在ども副へしめん」、すなわち女性による継承ではあるが、孝謙天皇に草壁嫡系継承を補わせようという意味になる。従来この史料は、「女子の継には在れども嗣がしめん」と読まれ、女帝が中継ぎ天皇ではなかったとする見解の根拠とされてきた⁽⁸⁵⁾。しかし、本稿の解釈に大過なければ、孝謙の本来の役割は草壁嫡系継承を補う、つまり補完することにあつたといえるのである。

次に掲げる諸史料も、孝謙の皇位継承上の位置づけを考えるうえでは重要なものである。

史料8『続日本紀』天平17年(745)9月癸酉(19日)条

天皇不予。勅_レ平城・恭仁留守_一固_レ守宮中_一。悉追_レ孫王等_一詣_レ難波宮_一、遣_レ使取_レ平城宮鈴印_一。

史料9『続日本紀』天平宝字元年（757）7月庚戌（4日）条

于_レ時奈良麻呂謂_二全成_一曰、陛下枕席不_レ安、殆至_二大漸_一。然猶無_レ立_二皇嗣_一。恐有_レ變乎。

まず史料8は、聖武が難波宮で不予になった際に、孫王らを悉く参集させたときのものであるが、この措置は明らかに聖武死後の後継者問題をにらんでのことである。しかし、このときすでに阿倍は立太子しており⁽⁸⁶⁾、皇太子時代の阿倍に婚姻・出産が認められ、自身の子どもに皇位を継承していくことが求められていたのであれば、このような措置は必要なかったとはずである。また史料9は、天平17年（745）9月に橘奈良麻呂がはじめて佐伯全成を謀反に誘ったときの言葉であるが、その際奈良麻呂は聖武太上天皇が病床にあるにもかかわらず、いまだに後継者が決まっていと述べている。しかし、このときすでに阿倍が立太子していたことは上に述べたとおりであり、そのため奈良麻呂は阿倍では皇位を継ぐべき「皇嗣」にはなり得ないことを述べているとみなすべきである⁽⁸⁷⁾。つまり阿倍は、奈良麻呂ら貴族層からも、婚姻・出産してみずから皇嗣を創る存在とは認識されていなかったのである。

また、光明皇太后が淳仁天皇に父母への尊号賜与と兄弟姉妹への親王宣下をうながした際、それを断るように命じた孝謙太上天皇に対する淳仁の返答のなかで淳仁は、みずからを「前の聖武天皇の皇太子」と述べているのである⁽⁸⁸⁾。このような淳仁の言葉からは、自身が「聖武の後継者」とであると自認していたことがうかがわれ、それはすなわち自分こそが草壁嫡系の継承者であることを述べていると考えられる⁽⁸⁹⁾。以上の点を勘案すれば、孝謙は天皇位を継承しても、草壁嫡系の継承者ではないと認識されていたことになる。

このような認識は、孝謙の役割が聖武の遺詔によって後継者に定められた道祖王や、その代わりとして立太子した大炊王（淳仁）への継承を補完し、支えるものとみなされていたことによると考えられる。したがって阿倍の即位が想定される場合、元正と同様に阿倍が婚姻・出産をおこなえば、それは草壁系の血縁者を拡大することにつながり、天皇位は阿倍の所生子に継承される可能性が極めて高くなる。そのため阿倍は生涯にわたって未婚を維持する必要があったのである。しかしながら、阿倍が永高と決定的に異なるのは、阿倍の即位が想定された段階では、聖武天皇の後継者、すなわち阿倍が天皇位を継承する人物が決まっていなかったことである。それが決まったのは聖武太上天皇の没後であり、それまで阿倍皇太子、孝謙天皇は後継者が未定という状態が続いていた。

それでは阿倍は、いつ未婚を要請されたのであろうか。私見では、弟某王が没した天平元年（729）ごろに、聖武によって決定されたと考えている。なぜなら当時、草壁系の血統を受けつぐ男性皇族は、某王が夭折したのと同じ年に誕生した安積⁽⁹⁰⁾のみであり、草壁嫡系継承はまたもや破綻の危機にあったからである。そのころ聖武には、藤原光明子・県犬養広刀自という二人の妻がいたが、二人はともに30歳程になっており、出産をする身体的限界が近づいていた。聖武が天平9年（737）ごろに藤原武智麻呂・房前の女とそれぞれ婚姻したのは、明らかに新た

な皇嗣誕生を目論んでの措置であった⁽⁹¹⁾。ただしそれでも、聖武には皇嗣となる男子が生まれない可能性や、生まれたとしても皇嗣が成年に育つ前に聖武が没する可能性もあり、草壁嫡系継承が破綻の危機を迎えていたことに変わりはない。

そこで聖武は、自身の娘のうちすでに斎王として群行していた井上を除く二人の皇女に役割を与えたと思われる。まず阿倍には、聖武に新たな皇子が誕生しない場合に備えて、即位が可能なように未婚の皇女として待機させ、一方の不破には、草壁系を拡大する役割を与えて、有力王族である塩焼王と婚姻させたのである。結局、聖武と后妃たちの間に男子は生まれず、聖武は次善の策として天平10年(738)に阿倍を皇太子とした⁽⁹²⁾。その間、阿倍が未婚の皇女として待機しているうちに、聖武の唯一の皇子であった安積が17歳で死去してしまう⁽⁹³⁾。また新たな草壁系を再創出するために婚姻させた不破にも、この段階では王子は生まれていなかった。草壁嫡系を継承する男子はここに完全に消滅してしまったのである⁽⁹⁴⁾。

このような状態は、天平20年(748)に聖武が身体的限界から皇位を引き、阿倍に譲位してからも変わることはなかった。その後、天平勝宝8歳(756)に聖武太上天皇が死去する段階になると、聖武自身の子どもは生まれなかったものの、不破と氷上塩焼との間には8歳以上の川継が誕生していたし⁽⁹⁵⁾、斎王を退下した井上と白壁王の間にも他戸王が生まれていた可能性はある。ただ、それらの皇子はまだ幼年であり、ただちに聖武の血統を継承することはできなかった。そのため聖武は草壁嫡系のみに限定した皇位継承を断念し、広く天武系へとその継承を広げることを決定し、当時皇室の長老として存在意義が高まっていた舎人・新田部親王のうち、新田部の王子である道祖王を立太子する命令を遺詔という形で出すにいたったのである⁽⁹⁶⁾。

以上、本章で述べてきたことをまとめると、阿倍は聖武に藤原系の新たな皇子が誕生しない場合に備え、某王が死去したところに将来の即位を見越して未婚を維持することを求められた。阿倍の役割とは、天皇位を他系統の皇族に移さないことであり、そのため今後誕生するであろう聖武皇子への継承を阻害する可能性のある配偶者・所生子を持たぬよう、未婚の皇女として待機していたのである。しかし、聖武に新たな皇子は誕生せず、井上・不破両皇女から誕生した王子もただちに皇位を継ぐことは年齢の問題から無理であった⁽⁹⁷⁾。結局、草壁の血統は孝謙天皇の即位をもって破綻したのである。

おわりに

8世紀の王権は、草壁皇子(天武-持統)の血統を引く男子による父系嫡系継承を選択し、志向していた。しかし草壁系男子の相次ぐ急逝により、実際の継承には男帝と男帝との間に持統・元明・元正・孝謙という女帝が介在していた。本稿ではそのうち、女帝に共通する未婚の特徴が顕著に現れる元正・孝謙天皇について分析してきたが、それをまとめると次のようになる。

8世紀の皇女は、斎王となって父王の政治的立場を強化する役割か、あるいは婚姻によって父系ウジの形成に寄与する役割のいずれかを担っていた。なかでも草壁系皇女は、婚姻によって女系を介して皇位を継承することが可能な配偶者・所生子を創り出す役割を担っていた。ただし皇女の婚姻によってうまれる草壁系皇族は、草壁嫡系継承を担う男子（皇嗣）より、天皇からの親等が低くなるように設定されており、あくまで皇位継承に何らかの不具合が生じた場合に備えた草壁系の拡大であった。つまり草壁系皇女に求められた役割は、もしものときに備えた草壁系の拡大・再創出機能であったといえる。

氷高内親王は、病弱であった文武天皇が急逝して、嫡系継承が存続できない場合に備え、将来の即位を見越して内親王時代の早い段階から未婚を維持した。氷高に求められた役割は、文武皇子である首親王（聖武）の成長を待ち、確実に天皇位を継承することであり、そのため首への継承を阻害する可能性のある配偶者・所生子を持たないよう、未婚を維持することを求められた。

阿倍内親王は、聖武天皇の藤原系に新たな皇子が誕生しない場合に備え、某王が死去したころに将来的な即位を見越して未婚を維持することを求められた。阿倍に求められた役割は、天皇位を他系統の皇族に移さないことであり、そのため今後誕生するであろう聖武皇子への継承を阻害する可能性のある配偶者・所生子を持たないよう、未婚の皇女として待機していた。しかしながら、草壁の血統は結局孝謙をもって破綻したのである。

本稿では元正・孝謙天皇について、その共通した特徴である「未婚」の問題から、即位理由とその意義について検討した。その結果、両女帝は王権が志向した草壁嫡系継承という課題に対し、未婚を継続することでその橋渡し役、いわば中継ぎとして王権を護持していたことが明らかとなった。

さて、草壁系の血統を引く皇族集団を仮に「草壁皇統」と呼称するならば、草壁皇統は皇位継承のみ父系嫡系を導入しながら、一方で当時一般的だった双系制的親族観念に基づき、草壁の血統を引く皇女と有力皇族との婚姻によって女系を介して皇統を拡大することを志向した。また、女系王子に皇位が移譲する場合、その王子が若年の場合には、その父が先に即位するという「父帝優先の原則」により、皇女の配偶者が先に即位する例（白壁王）もあったことからすれば、女系を介した婚姻によってその配偶者をも準草壁系として取り込むことになったといえる。従来の女帝研究では、父系のみを認める中継ぎ論と、双系制を評価する非中継ぎ論の二者択一で議論されてきたように思われる。しかし8世紀段階は、皇位継承には不完全ながらも父系嫡系継承が導入された一方で、その他の皇族・貴族層の継承には、双系制的観念が残っているという両者併存のかたちで血統の拡大が試みられていたことを評価すべきである。

さて、8世紀の皇位継承は、血統の護持と高度な政策決定能力という課題を同時に満たすことを希求した、未熟な父系嫡系継承であった。したがって、9世紀段階のような幼帝即位は不

可能であり、そのために必要とされたのが、嫡系継承を護持し、天皇としての執政能力をもった未婚の女帝の即位だったのである。

古代女帝についての課題は、未婚問題に限ったことではない。本稿では、それらすべてに言及することはできないので、ひとまず擱筆することにする。諸賢のご批正を賜れば幸いである。

注

- (1) 井上光貞「古代の女帝」(『天皇と古代王権』, 岩波現代新書, 2000年, 初出1964年)。
- (2) 南部昇「女帝と直系皇位継承」(『日本歴史』282, 1971年), 上田正昭『古代日本の女帝』(講談社学術文庫, 1996年, 初出1971年)など。
- (3) 荒木敏夫「可能性としての女帝」(青木書店, 1999年), 同「女帝と王位継承」(『日本古代王権の研究』, 吉川弘文館, 2006年, 初出1990年)。
- (4) 仁藤敦史「聖武朝の政治と王族」(『高岡市萬葉博物館叢書』14, 2002年), 同「古代女帝の成立」(『古代王権と支配構造』, 吉川弘文館, 2012年, 初出2003年), 同『女帝の世紀』(角川書店, 2006年)。
- (5) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『岩波講座天皇と王権を考える』7, 岩波書店, 2002年), 同「古代女帝論の転換とその背景」(『人民の歴史学』165, 2005年), 同「元明天皇と奈良時代初期の皇位継承」(『高岡市萬葉歴史館叢書』21, 2009年), 同『古代王権論』(岩波書店, 2011年)など。
- (6) 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」(『日本古代王権の構造と展開』, 吉川弘文館, 2009年, 初出2001年), 同「史実としての古代女帝」(同上書, 初出2004年)。
- (7) 遠藤みどり「女帝即位の歴史的意義」(『日本古代の女帝と譲位』, 塙書房, 2015年, 初出2013年)。
- (8) 現在の研究では、婚姻していない女帝を「不婚」の女帝と称することが多い。しかし「不婚」とは、一切婚姻が認められないことであり、「未婚」とは婚姻の可能性があるのである。女帝は意図的に「未婚」を維持したのであって、女帝であることが、すなわち婚姻を忌避されるわけではない。したがって本稿では、「不婚」ではなく「未婚」の語句を使う。なお先行研究において、「不婚」の語句が使用されている場合は、括弧付きで表記する。
- (9) 女帝の未婚については、松尾光氏による元正天皇への未婚強要問題の提起(「元正天皇の即位をめぐる」〈『白鳳天平時代の研究』, 笠間書院, 2004年, 初出1996年)以降、即位が期待されるとき内親王は「不婚」が強制されたとする「不婚の内親王」論を提起した荒木氏(『可能性としての女帝』(前掲註(3)書)), 既婚者であっても即位後は「不婚」を維持したという「不婚の女帝」論を提起した佐藤氏(『史実としての古代女帝』(前掲註(6)論文)), 「不婚」を女帝即位の副次的要素とみる新村明子氏(『女帝「中継ぎ」論」に関しての一見解—不婚の視点からみた女帝と「女帝子亦同」〉『文学研究論集』29, 2008年)), 「不婚」を「配偶者をもたないこと」と定義し、皇位継承者を誕生させない役割があったとする遠藤みどり氏(前掲註(7)論文)などの見解がある。
- (10) 佐藤氏は、女帝として即位した後に限定するのであれば、推古から元明までの女帝も「不婚の女帝」として評価できるとする(『史実としての古代女帝』(前掲註(6)論文))。しかし即位前の未婚と即位後の未婚は区別して捉えるべきであり、未婚をどこまで女帝の特徴として普遍化できるかは、なお検討が必要である。
- (11) 大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』429, 1986年), 遠山美都男「『乙巳の変』の再構成」(『古代王権と大化改新』, 雄山閣, 1999年)。
- (12) 史料の傍線・番号などは以下、筆者による。
- (13) この記載により、草壁系による嫡系継承を選択することで皇位継承権を失う皇族の中には、弓削皇子のように反対する者がいたことが分かる。
- (14) 『日本書紀』天孫降臨神話と、当時の皇位継承観念を関連づけて解釈する見解もある。その点については、佐藤長門「天孫降臨神話の改作と八世紀前後の王位継承」(『國學院雑誌』114—1, 2013年)にまとも

られている。

- (15) 天皇及び天皇候補者間の伝来に不比等が関与していることは、光明子によって不比等の存在を際立たせるために潤色を加えられている可能性が高い。なお、「栗原寺鑑盤銘」などによれば持統期において藤原氏の氏上の地位にあった「仲臣朝臣大嶋」が草壁と関係が深かったとあり、不比等を当初から過大評価すべきではないとする仁藤敦史氏の見解もある（『沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉著『藤氏家伝—鎌足・貞恵・武智麻呂伝—注釈と研究』』（『日本歴史』621, 2000年））。
- (16) 藺田香融「護り刀考」（『日本古代の貴族と地方豪族』, 塙書房, 1992年, 初出1954年）。また藺田は、太刀を天皇が大臣に贈る時、その大臣に対する信任、後見依頼の意味を持ち、大臣が天皇、皇太子に贈る時は臣従の誓い、協力のクレジットともなったとしている。不比等の場合も同様の可能性が想定できよう。
- (17) 古墳に埋葬された女性首長の陵墓に刀剣が納められることもあり、刀剣の所持は男性だけでなく女性にも認められていた。実際の継承で考えるならば、太刀の継承に元明・元正が関与してもよいはずである。
- (18) 瀧浪貞子氏は、草壁嫡系の継承者が「皇統の継承者」であり、「皇統の継承者」と天皇位の継承とは区別して考える必要があるとしている（『孝謙女帝の皇統意識』〈『日本古代宮廷社会の研究』, 思文閣史学叢書, 1991年））。
- (19) 仁藤敦史「古代女帝の成立」（前掲註（4）論文）。
- (20) 荒木敏夫「日本古代の幼帝」（『日本古代王権の研究』, 吉川弘文館, 2006年）。
- (21) 石和田京子「古代皇女の役割とその意義」（『聖心女子大学大学院論集』25, 2003年）。
- (22) 榎村寛之「斎王制と天皇制の関係について」（『律令天皇制祭祀の研究』, 塙書房, 1996年）。
- (23) 榎村寛之「八世紀の斎王制と斎宮の発展」（『伊勢斎宮の歴史と文化』, 塙書房, 2009年, 初出2001年）。
- (24) 荒木敏夫「日本古代王権と婚姻」（『日本古代王権の研究』, 吉川弘文館, 2006年, 初出1994年）。
- (25) 石和田京子（前掲註（21）論文）, 西野悠紀子「律令制下の氏族と近親婚」（総合女性史研究会編『日本女性史1』, 東京大学出版会, 1982年）。
- (26) 『続日本紀』天平勝宝元年（749）4月丁未（14日）条。
- (27) 『続日本紀』天平勝宝3年（751）正月己酉（25日）条。
- (28) 中島治代「元正天皇登極とその背景」（『史流』25, 1984年）。
- (29) 井上の生年は、『水鏡』光仁天皇段による。
- (30) 『続日本紀』神亀4年（727）9月壬申（3日）条。
- (31) 『続日本紀』養老5年（721）9月丁卯（11日）条。
- (32) 坂本太郎『六国史』（新装版, 吉川弘文館, 1994年）。
- (33) 榎村寛之（前掲註（22）論文）。
- (34) 本来天皇の曾孫にあたる長屋王と吉備内親王の子どもたちは、和銅8年（715）2月の措置によって「皇孫」扱いされるようになった。なお後掲史料5参照。
- (35) 孫王たちに皇位継承資格があったことは、聖武不予の際に孫王が集められたことからもうかがわれる（『続日本紀』天平17年（745）9月癸酉（19日）条）。「皇太子女」としての立場でおこなわれた斎王卜定儀礼には、おそらく首皇太子も参加していたであろう。その場合、皇太子の娘の卜定であるから、首親王は元正天皇とともに群臣・王族らの前に立ち、参列者からの拝礼を受けたのではないだろうか。このような推定が正しければ、首親王以外の皇位継承資格者たちは首親王に拝礼することになり、首親王の皇位継承者としての立場はより強固なものになったと考えられる。なお、虎尾達哉「孫王について」（『律令官人社会の研究』, 塙書房, 2006年, 初出1988年）は、孫王を皇権の擁護を担う政治的階層であったとしている。
- (36) 榎村寛之「斎王を送る行列について」（『伊勢斎宮の歴史と文化』, 塙書房, 2009年, 初出2004年）。
- (37) 膳夫王は、神亀元年（724）に初叙されている（『続日本紀』神亀元年（724）2月壬子（22日）条）。当時の初叙年齢は21歳以上であり、仮にこの時膳夫王が21歳であったとすると、その生年は慶雲元年

- (704) ごろとなる。
- (38) 吉備内親王は元正・文武の同母妹であり、その生年は文武が生まれた天武12年(683)から草壁が死去した持統3年(689)までの間となる。先述のとおり、吉備と長屋王の婚姻時期は慶雲元年(704)ごろであり、その年から吉備の生年である天武12年から持統3年を引くと15～21歳となる。
- (39) 戸令聴婚嫁条によれば、女子は13歳以上で婚姻を許される。内親王の一般的な婚姻年齢が何歳ごろであったのかは不明であるが、わかる限りで事例をあげれば、推古天皇は18歳、持統天皇は12歳で姉の太田皇女とともに婚姻している。また後述する不破内親王は、逆算すれば15歳ほどで婚姻している。以上の例から、当時の内親王は13～20歳ほどで婚姻したのではないと思われる。
- (40) 『続日本紀』神亀6年(729)2月辛未(10日)条、および癸酉(12日)条。
- (41) 『続日本紀』天平宝字7年(763)10月丙戌(17日)条。
- (42) 『続日本紀』天平16年(744)閏正月丁丑(13日)条によれば、県犬養広刀自の父は従五位下県犬養唐である。
- (43) 従来の研究では、聖武の妻妃は光明子と広刀自との対立軸で論じられることが多い。しかし『続日本紀』天平9年(737)2月戊午(14日)条によると、聖武天皇の妻妃たちへの叙位がおこなわれた際、広刀自は新たに聖武の妻になったばかりの藤原武智麻呂女(南夫人)や房前女(北夫人)よりも一段低い従三位を与えられたにすぎなかった。すでに皇后となっていた光明子と比較すると、広刀自は格段に身分の低い妻妃だったことになる。
- (44) 長屋王の変が誣告であったことは、藤原四子の死後に明らかとなる(『続日本紀』天平10年(738)7月丙子(10日)条)。また、長屋王のほかの妻妃との間に生まれた子どもたちに叙位がなされている(『続日本紀』天平9年(737)10月庚申(20日)条)。このような点からも、長屋王の変が、長屋王と吉備内親王、その子どもたちをねらった事件であったことは明らかであろう。
- (45) 佐藤長門「史実としての古代女帝」(前掲註(6)論文)。
- (46) 所京子「神の朝廷の御杖代—伊勢斎王の役割—」(『東アジアの古代文化』119, 2004年)。
- (47) 井上は酒人女王のほかに、長男他戸王を生んでいる。他戸の生誕は、『水鏡』光仁天皇段の記述によれば天平宝字5年(761)となる。しかしそうすると、井上は44歳で他戸を生んだことになり、女性の出産の身体的限界を考えるとにわかに信じがたい。角田文衛「宝亀三年の廃后廃太子事件」(『律令国家の展開』, 塙書房, 1965年)は『水鏡』の記載を誤りとし、他戸王の誕生をその10年前の天平勝宝3年(751)であろうとしている。一方、塚野重雄「井上内親王の子」(『古代文化』28—11, 1976年)は他戸は養子であり、生年は『水鏡』の記載で間違いないとしている。両説のどちらが正しいか明確な答えは持たないが、他戸が井上の実子でないとすると、白壁即位の理由が不明確になるとと思われる。しかし角田説も根拠がとばしいため、井上の婚姻時期を推定する基準としては、他戸の生年は使用しないことにする。
- (48) 『日本紀略』宝亀元年(770)8月条所引「藤原百川伝」。
- (49) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(増訂版, 吉川弘文館, 2014年)など。
- (50) 『続日本紀』宝亀3年(772)3月癸未(2日)条。
- (51) 『続日本紀』宝亀3年(772)5月丁未(27日)条。
- (52) 『類聚国史』帝王5 延暦19年(800)7月己未(23日)条。
- (53) 中西康裕「桓武天皇と皇位」(『続日本紀と奈良朝の政変』, 吉川弘文館, 2002年)など。
- (54) 角田文衛「氷上陽侯」(『律令国家の展開』, 塙書房, 1965年)。
- (55) 『続日本紀』天平宝字元年(757)4月辛巳(4日)条。
- (56) 『続日本紀』天平宝字元年(757)7月癸酉(27日)条。このとき、塩焼王は父新田部皇子の功績によって遠流を免れ、そののち臣籍降下し、氷上真人を名乗ることになる。
- (57) 『続日本紀』天平宝字8年(764)9月癸亥(29日)条。
- (58) 道祖王廃太子後の群臣合議(前掲註(55))では、孝謙女帝の言葉として新田部親王と舎人親王の子を特別扱いし、みずからの後継者はそのなかから選ぶとの文言がみえる。
- (59) 林陸明「奈良朝後期宮廷の暗雲」(『上代政治社会の研究』, 吉川弘文館, 1969年, 初出1961年), 亀田

- 隆之「氷上川継事件」(『奈良時代の政治と制度』, 吉川弘文館, 2001 年, 初出 1991 年) は, 志計志麻呂と川継を同一人物とみる。
- (60) 『続日本紀』延暦元年(782) 閏正月甲午(14 日) 条。
- (61) 亀田隆之(前掲註(59) 論文)。
- (62) 桓武天皇(山部親王) は, 井上所生の酒人内親王と婚姻して女系を介して草壁系と接続を謀ろうとする一方で, 草壁系の血統を引く男子をすべて排斥することで, 自身の地位の安定を得ようとしていたと考えられる。
- (63) 東野治之「元正天皇と赤漆文櫨木厨子」(『日本古代史科学』, 岩波書店, 2005 年, 初出 1998 年)
- (64) 仁藤敦史『女帝の世紀』(前掲註(4) 書)。
- (65) 文武と元正との間に擬制的な婚姻関係が成立していたとしても, それによって元正の現実の婚姻が制限される理由にはならない。なぜなら元正との擬制的婚姻関係が成立しているはずの文武は, 現実には複数の女性と婚姻関係を結んでいるからである。
- (66) 佐藤長門「史実としての古代女帝」(前掲註(6) 論文)。
- (67) 石和田京子「元正天皇即位の背景とその意義」(『史学研究集録』32, 2007 年)。
- (68) 松尾光(前掲註(9) 論文)。
- (69) 佐藤長門「書評荒木敏夫『日本古代王権の研究』」(『歴史学研究』836, 2008 年)。
- (70) 『続日本紀』聖武即位前紀に「和銅七年六月, 立ちて皇太子となる。時に年十四」とある。
- (71) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館, 1985 年), 大平聡「天平期の国家と王権」(『歴史学研究』599, 1989 年) など。
- (72) 佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」(前掲註(6) 論文)。
- (73) 『続日本紀』和銅7年(714) 正月己卯(20 日) 条。
- (74) 『続日本紀』和銅8年(715) 正月癸巳(10 日) 条。
- (75) 先述の井上女王の斎王就任も, 同様の事例として評価することができよう。
- (76) 持統の即位が文武即位を導き出すための「中継ぎ」であったことは, 遠藤みどり「皇后制の成立と持統王権」(『キリスト教文化研究所研究年報』48, 2015 年) を参照。
- (77) 仁藤敦史「律令制成立期における太上天皇と天皇」(『古代王権と官僚制』, 臨川書店, 2000 年, 初出 1990 年)。
- (78) 藤原京からは, 「皇太妃官職」と記された大宝年間の本簡が複数出土している。大宝年間の皇太妃は阿閉内親王しかおらず, かかる本簡の存在は阿閉が政治的存在であったことをうかがわせるものである。
- (79) 義江明子『古代王権論』(前掲註(5) 書)。
- (80) 仁藤敦史『女帝の世紀』(前掲註(4) 書)。
- (81) 成清弘和『女帝の古代史』(講談社現代新書, 2005 年)。
- (82) 草壁皇子に天皇号を贈ったことは, 『続日本紀』天平宝字2年(757) 8月戊申(9 日) 条にみえる。
- (83) 堀江潔「奈良時代における「皇嗣」と皇太子制」(『日本歴史』609, 1999 年)。
- (84) 『日本国語大辞典』「そえる」項。なお, 漢字の字義ではあるが, 宣命体のため, 日本語の意味に依った。
- (85) 仁藤敦史『女帝の世紀』(前掲註(4) 書) など。
- (86) 『続日本紀』天平10年(738) 正月壬午(13 日) 条。
- (87) 堀江潔氏によれば, 「皇嗣」という言葉は草壁皇統の継承者を指し, 皇太子を示す言葉ではないとする(堀江潔(前掲註(83) 論文))。
- (88) 『続日本紀』天平宝字3年(759) 6月庚戌(16 日) 条。
- (89) 堀江潔(前掲註(83) 論文)。
- (90) 後述するように, 安積親王も17歳で病死していることを考えれば, あまり丈夫ではなかったと思われる。
- (91) 『続日本紀』天平9年(737) 2月戊午(14 日) 条に「夫人无位藤原朝臣二人(闕名)には並びに正三位」とある。二人の夫人はこのとき無位から叙位されているため, そこからあまり遠くない時期に聖武と婚

姻したのであろう。二人の女性が武智麻呂と房前の娘であったことは、二人の卒伝（武智麻呂の女（南夫人）については『続日本紀』天平20年（748）6月壬寅（4日）条、房前の女（北夫人）については『続日本紀』天平宝字4年（760）正月辛卯（29日）条）からわかる。

- (92) 『続日本紀』天平10年（738）正月壬午（13日）条。
- (93) 『続日本紀』天平16年（744）閏正月丁丑（13日）条。
- (94) 塩焼王は、天平14年（742）10月に何らかの理由で伊豆国に配流されている。しかし、安積が死去したことによって聖武系男子がいなくなった天平16年の翌年4月に入京を許されている。また、不破内親王は一時期、内親王の名を削られていた期間が存在した。その期間を特定することはできないが、おそらく塩焼王配流事件と同一時期であったと考えられる。両者がなぜ配流されていたのかは不明であるが、安積の死後に両者を許しているのは、二人の間に男子が誕生することを期待しての措置だったのではなからうか。塩焼王配流事件については、早川庄八「『かけまくもかしこき先朝』考」（『日本歴史』560, 1995年）が詳しい。
- (95) 志計志麻呂と川嗣が同一人物であるとする説に従えば、志計志麻呂の名前が初めて『続日本紀』にみえるのは神護景雲3年（769）5月壬辰（25日）条であり、『続日本紀』は基本的に成人して従五位下以上に叙された人物のみ記すという編纂方針をとっているため、川嗣がこの時21歳以上であったとすると、聖武没時には8歳以上であったことになる。
- (96) 舎人・新田部のうち、道祖王が聖武の後継者に選出された理由は、新田部の生母が藤原鎌足の娘であったためではないだろうか。しかし聖武の目論見は、道祖王が廃太子とされ、仲麻呂・光明子が擁立する淳仁が立太子・即位したことによってやぶられる。聖武と光明子の間に合意形成がなされていなかったことは、光明子が仲麻呂の後ろ盾となり、淳仁を聖武の後継者と位置づけたことから明らかである。しかし、聖武の遺詔を受け継いだ孝謙は、淳仁を聖武の後継者とは認めていなかったのではなからうか。そのため光明子が没すると、仲麻呂・淳仁と対立し、淳仁を廃帝としたのである。
- (97) 淳仁を廃帝にして重祚した称徳は、井上・不破の男に皇位を移譲することはなく、また別に後継者を指名することもなかった。称徳の後継問題については、明確な答えを持たない。この点については、今後の課題としたい。

付 記

本稿脱稿後に、遠藤みどり『日本古代の女帝と譲位』（塙書房、2015年）が刊行された。本稿と関係するところが多いが、本論に組み込むことができなかった。今後の課題としたい。

Unmarried Empresses and Imperial Succession in Ancient Japan: With Special Reference to Empress Genshō (r. 715–724) and Empress Kōken (r. 749–758)

SAKURADA Marie

In eighth century Japan, only descendants of Prince Kusakabe (662–689) were meant to occupy the throne. The problem was that Kusakabe himself and his sons died before they rose to power. This resulted in the phenomenon that four empresses occupied the throne from the end of the seventh to eighth centuries. These empresses were Prince Kusakabe's mother, Empress Jitō's (r. 690–697), his wife Empress Gem'mei (r. 707–715), his daughter Empress Genshō (r. 715–724), and Empress Kōken (r. 749–758), princess of Emperor Shōmu. Among these four, Empress Genshō and Empress Kōken remained unmarried throughout their lives.

In ancient Japan, princesses were expected to remain unmarried to serve at the Ise Shinto Shrine where imperial ancestor Queen Amaterasu was enshrined or to be married. This was the case for princesses of Prince Kusakabe. For example, Princess Inoue was first sent to the Ise Shrine. Princess Kibi, Princess Fuwa, and Princess Inoue after she returned from the Ise Shrine were all married to influential members of the imperial family. These princesses were expected to give a birth to princes if the emperor would die without heir so that descendants of Prince Kusakabe would continue to occupy the throne.

These were distinguished from the cases of Princess Hidaka and Princess Abe who remained unmarried and were expected to temporarily occupy the throne. Princess Hidaka became Empress Genshō in 715. At that time, Crown Prince Obito was too young. To start with, she was expected to retire when the Crown Prince would become Emperor Shōmu in 724. She was not allowed to be married because she must not give a birth to a prince who might jeopardize the position of Emperor Shōmu. Princess Abe became Empress Kōken in 749 because her father Emperor Shōmu did not have male heir. As in the case of Princess Hidaka, she must not be married and not give a birth to a prince.

Both Empress Genshō and Empress Kōken rose to power as a transition to the next emperor. It was necessary not only to maintain the blood of Prince Kusakabe, but also for the maintenance of decision making processes in the eighth century.

Keywords: Eighth century A.D. Japan, imperial succession, unmarried empresses.